

## 居宅介護支援

## 契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなた（利用者）に対する指定居宅介護支援の提供開始にあたり、長岡市条例の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

## 1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人誠心会
主たる事務所の所在地	〒940-0053 長岡市長町1丁目1668番地
代表者（職名・氏名）	理事長 吉田 英毅
設立年月日	昭和43年4月1日
電話番号	0258-32-0490

## 2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	医療法人誠心会吉田病院居宅介護支援事業所	
サービスの種類	居宅介護支援	
事業所の所在地	〒940-0053 長岡市長町1丁目1668番地	
電話番号	0258-33-0635	
指定年月日・事業所番号	平成15年10月1日指定	1570201184
管理者の氏名	大竹 千香子	
通常の事業の実施地域	長岡市 見附市 小千谷市	

## 3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

- あなたのお宅を訪問し、あなたの心身の状態を適切な方法により把握の上、あなた自身やご家族の希望を踏まえ、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- 指定居宅サービス事業所の選定等に当たっては、複数の事業所の紹介と、居宅サービス計画に位置付ける理由を求めることができます。
- 当事業者に対して、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由を求めることができます。
- 居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、あなたとその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、あなたと事業者との双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。
- 指定居宅介護支援及び指定居宅サービス事業者等についての相談・苦情窓口となり、適切に対処します。
- あなたの要介護（要支援）認定の申請についてお手伝いします。
- あなたが介護保険施設に入所を希望される場合、その相談支援をいたします。
- あなたが医療機関に入院された場合、その医療機関と連携を図り、入退院における必要な支援対応をいたします。

5. 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

6. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、土曜日、日曜日、祝日（振替休日を含む）、年末年始（12月31日～1月3日）他法人が定める日を除く。
営業時間	午前8時30分から午後5時まで ただし、利用者の希望に応じて、全日24時間相談対応可能な体制を整えるものとします。

7. 事業所の職員体制

従業者の職種	員 数		
	常勤	非常勤	計
管理者	1人		1人
介護支援専門員	2人	0人	2人

※管理者と介護支援専門員は兼務とします。

8. 利用料

指定居宅介護支援を提供した際の利用料金の額は、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、あなたの自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により法定代理受領できない場合は、一旦1ヵ月当たりの利用料をお支払いいただきます。その場合、事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行いたしますので、後日、所在市町村窓口にて払い戻し等についてご相談ください。居宅介護支援に係る利用料は次の通りです。尚、以下の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

居宅介護支援 {令和 06 年 04 月 01 日介護報酬改定単価}

【基本報酬】

	取扱要件	利用料 (1ヵ月あたり)		利用者負担金	
				法定代理 受領分	法定代理 受領分以外
居宅介護支援	居宅介護支援費 (i) 〈取扱件数が 45 件未満〉	要介護度 1・2	10,860 円	無 料	10,860 円
		要介護度 3・4・5	14,110 円		14,110 円
	居宅介護支援費 (ii) 〈取扱件数が 60 件未満〉	要介護度 1・2	5,440 円		5,440 円
		要介護度 3・4・5	7,040 円		7,040 円
	居宅介護支援費 (iii) 〈取扱件数が 60 件以上〉	要介護度 1・2	3,260 円		3,260 円
		要介護度 3・4・5	4,220 円		4,220 円
居宅介護支援	居宅介護支援費 (i) 〈取扱件数が 50 件未満〉	要介護度 1・2	10,760 円	無 料	10,760 円
		要介護度 3・4・5	13,980 円		13,980 円
	居宅介護支援費 (ii) 〈取扱件数が 60 件未満〉	要介護度 1・2	5,220 円		5,220 円
		要介護度 3・4・5	6,770 円		6,770 円
	居宅介護支援費 (iii) 〈取扱件数が 60 件以上〉	要介護度 1・2	3,130 円		3,130 円
		要介護度 3・4・5	4,060 円		4,060 円

(注 1) 居宅介護支援費 (I) : 居宅介護支援費 (II) を算定していない事業所

(注 2) 居宅介護支援費 (II) : 指定居宅サービス事業者等との間で 居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するためのシステムの活用及び事務職員の配置を行っている事業所

【基本利用加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額
初回加算	新規あるいは要介護状態区分が 2 区分以上変更された利用者に対し指定居宅支援を提供した場合 (1 月につき)	3,000 円
入院時情報 連携加算 (I)	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 ※入院日以前の情報提供を含む。 ※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。	2,500 円
入院時情報 連携加算 (II)	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 ※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して 3 日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。	2,000 円

退院・退所加算	病院や介護保険施設等からの退院・退所に当たって病院等の職員から必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用調整を行った場合について、厚生労働省が定める基準に該当する場合。	4,500円～ 9,000円
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院等の求めにより、医師等と共に居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合。1月に2回を限度)	2,000円
通院時情報連携加算	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。	500円
ターミナルケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合。	4,000円
特定事業所医療介護連携加算	特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得し、かつ前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定していること。	1,250円
特別地域居宅介護支援加算	当事業所が特別地域に所在する場合	上記基本利用料の15%
小規模事業所加算	当事業所が特別地域に所在せず、1月あたりの実利用者数が20名以下の小規模事業所である場合	上記基本利用料の10%
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域(=新潟県の場合は全域)において、 <u>通常の事業の実施地域外</u> に居住する利用者へサービス提供した場合	上記基本利用料の5%

## 【特定事業所加算】

特定事業所加算(Ⅰ)	主任介護支援専門員を2名以上、常勤の介護支専門員を3名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件を <u>全て</u> 満たした場合	5,190円
特定事業所加算(Ⅱ)	主任介護支援専門員を1名以上、常勤の介護支専門員を3名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の <u>一部</u> を満たした場合	4,210円
特例事業所加算(Ⅲ)	主任介護支援専門員を1名以上、常勤の介護支専門員を2名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の <u>一部</u> を満たした場合	3,230円
特定事業所加算(A)	主任介護支援専門員を1名以上、常勤の介護支専門員を1名以上と非常勤の介護支援専門員を1名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の <u>一部</u> を満たした場合	1,140円

算定要件	加算 (Ⅰ)	加算 (Ⅱ)	加算 (Ⅲ)	加算 (A)
(1)専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援 専門員を配置していること。 ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。	2名 以上	1名 以上	1名 以上	1名 以上
(2)専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置していること。 ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない。	3名 以上	3名 以上	2名 以上	常勤・ 非常勤 各1名 以上
(3)利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること。	○	○	○	○
(4)24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相 談に対応する体制を確保していること。	○	○	○	○ 連携でも可
(5)算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 である者の占める割合が 40%以上であること。	○	×	×	×
(6)当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。	○	○	○	○ 連携でも可
(7)地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場 合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介 護支援を提供していること	○	○	○	○
(8)家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障 害者、生 活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者へ の支援に関 する知識等に関する事例検討会、研修等に参 加していること	○	○	○	○
(9)居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集 中 減算の適用を受けていないこと	○	○	○	○
(10)指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の 提供 を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の 介護支 援専門員 1 人当たり 45 名未満（居宅介護支援費 (Ⅱ) を算定している場合は 50 名未満）であること	○	○	○	○
(11)介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメ ントの基 礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を 確保してい るこ と(平成 28 年度の介護支援専門員実務研 修受講試験の合 格発表の日から適用)	○	○	○	○ 連携でも可
(12)他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で 事例 検討会、研修会等を実施していること	○	○	○	○ 連携でも可
(13)必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサ ービス (インフォーマルサービス含む)が包括的に提供さ れるような居宅サ ービス計画を作成していること	○	○	○	○

**【減算】** 以下の要件に該当する場合、上記の基本利用料から減算されます。

減算の種類	減算(算定)の要件等	減算額
運営基準減算	指定居宅介護支援の業務が適切に行われず、一定の要件に該当した場合	上記基本利用料の50% (2月以上継続の場合 100%)
特定事業所集中減算	居宅サービス計画に位置付けた訪問介護等について特定の事業者への集中率が、正当な理由なく 80%を超える場合	2,000 円
業務継続計画未実施減算	以下の基準に適合していない場合。 ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること ※令和 7 年 3 月 31 日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。※但し、居宅介護支援においては、令和 7 年 3 月 31 日までの間、減算を適用しない。	所定単位数の 1.0%を減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合 ・虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。・虐待の防止のための指針を整備すること。・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	所定単位数の 1.0%を減算

**居宅予防支援 {令和 06 年 04 月 01 日介護報酬改定単価}**

**【基本報酬】**

取扱要件	利用料 (1ヵ月あたり)		利用者負担金	
			法定代理 受領分	法定代理 受領分以外
指定居宅介護支援事業所が行う場合	要支援 1・2	4,720 円	無料	4,720 円

9. 事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 10. 担当の介護支援専門員

あなたを担当する介護支援専門員は、次のとおりです。ご不明な点やご要望などがありましたら、何でもお申し出ください。

氏名：\_\_\_\_\_

連絡先（電話番号）：0258-33-0635

## 11. 苦情相談窓口

- (1) 当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。当事業所が提供した指定居宅介護支援に関する苦情だけでなく、当事業所が作成した居宅サービス計画に位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

事業所相談窓口	電話番号 0258-33-0635
	苦情対応者 大竹 千香子

- (2) 上記に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	長岡市介護保険課	電話番号 0258-39-2245
	新潟県国民健康保険団体連合会	電話番号 025-285-3022

## 12. 実習の受け入れ

当事業所においては、介護支援専門員実務研修において定められた「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」における、実習を希望する者の受け入れを行っています。

当事業所における実習受け入れについては以下の通りです。

実習受け入れ責任者	当事業所管理者		
実習指導者・実習担当者	主任介護支援専門員有資格者ならびに、管理者が任命した者		
受入れ可能実習種別	介護支援専門員ならびに当事業所における研修が適当（可能）と認める者		
個人情報保護について	介護支援専門員実務研修見学実習同意書により個人情報保護について同意を得て、指導者等も常に注意確認を行う。		
実習受け入れ実績	令和 04 年度	令和 05 年度	令和 05 年度
介護支援専門員実習	0 名	0 名	1 名

※尚、感染症の拡大等諸事情により、受け入れを行わない場合があります。

## 13. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 介護支援専門員に贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (2) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又はサービス事業所の担当者へご連絡ください。
- (3) 医療機関へ入院した場合は、入退院における医療機関との連携を促進する観点から担当の介護支援専門員の氏名と所属を入院先へお知らせください。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、前述のとおり重要事項を説明しました。

(事業者) 住 所 長岡市長町 1 丁目 1668 番地  
法人名 医療法人誠心会  
理事長 吉田 英毅  
  
事業所名 医療法人誠心会 吉田病院居宅介護支援事業所  
管理者 大竹 千香子  
説明者

私は、事業者より前述の重要事項について説明を受け、同意しました。また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

(利用者) 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

(署名代行者又は法定代理人)

住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
本人との続柄 ( )

(立会人) 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_